

社福第 948 号
平成31年4月1日
(社会福祉課扱い)

社会福祉法人鹿児島いのちの電話協会
理事長 鹿島 友義 様

鹿児島県知事 三反園 訓



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで